

# 「さいたま市文化芸術都市創造補助金」 の制度を拡充して追加募集を受け付けます

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止・延期等の影響を受けた市民の文化芸術活動を支援するため、既存の「さいたま市文化芸術都市創造補助金」の制度を拡充し、追加募集を受け付けます。

## 制度の拡充内容

### (1) 「さいたま市文化芸術都市創造補助金」の追加募集

#### ＜対象事業及び補助上限額＞

- ① 「文化芸術活動ステップアップ事業、周年的・記念的文化芸術事業」  
(補助上限額18万円)
- ② 「文化芸術を生かした地域活性化事業」(補助上限額200万円)
- ③ 「文化芸術都市創造基金活用事業」(補助上限額30万円)

### (2) 「さいたま市文化芸術都市創造補助金」の上乗せ支給

「さいたま市文化芸術都市創造補助金」の補助対象経費を拡充し、補助対象事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、“新しい生活様式”に対応した取組を行った場合、既存の補助額の約1割を上限として、その費用を上乗せ支給します。

#### ＜対象事業及び上乗せ額＞

- ① 「文化芸術活動ステップアップ事業、周年的・記念的文化芸術事業」  
(上乗せ支給上限額2万円)
- ② 「文化芸術を生かした地域活性化事業」(上乗せ支給上限額20万円)
- ③ 「文化芸術都市創造基金活用事業」(上乗せ支給上限額3万円)

**募集受付期間** 令和2年8月3日(月)～9月18日(金) <必着>

## 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たし、かつ、“新しい生活様式”に対応した文化芸術事業を実施する文化芸術団体等

- (1)規約又は会則等を有すること。
- (2)文化芸術団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- (3)自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (4)市内に活動の本拠としての事務所を有すること。
- (5)主として市内在住の者で構成されていること。

※上乗せ支給分について、令和2年4月に交付申請を行い、既に交付決定を受けている文化芸術団体等も補助対象者となります。

## 補助対象経費

既存の「さいたま市文化芸術都市創造補助金」の補助対象経費に加えて、以下のような拡充分の補助対象経費が、上乘せ支給の対象となります。

- マスク、消毒液、ペーパータオル、パーテーション、ビニール手袋等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施するに当たって必要となる消耗品の購入費用
- 無観客公演等を実施する事業のうち、撮影、編集、配信作業を制作会社等に委託し、不特定多数に公開した場合の委託料
- 無観客公演等を実施する事業のうち、借用した機材で撮影、編集、配信作業を行い、不特定多数に公開した場合の機材借料

## 申請方法

拡充分の申請手続きの詳細や、追加募集に係る手続きについては、市ホームページでご確認ください。

- さいたま市文化芸術都市創造補助金  
文化芸術活動ステップアップ事業、周年的・記念的文化芸術事業（補助上限額最大20万円）  
文化芸術を生かした地域活性化事業（補助上限額最大220万円）  
(<https://www.city.saitama.jp/004/005/005/hojokin02.html>)
- さいたま市文化芸術都市創造補助金（文化芸術都市創造基金活用事業分）  
文化芸術都市創造基金活用事業（補助上限額最大33万円）  
(<https://www.city.saitama.jp/004/005/005/kikinhojokin02.html>)

【問い合わせ先】さいたま市文化振興課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話：048-829-1226

FAX：048-829-1996

E-mail：bunka-shinko@city.saitama.lg.jp